

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(一) 令五・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4
	事業の用に供した年月	5					
取得価額	耐用年数	6	年	年	年	年	年
	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外
帳簿価額	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
	差引取得価額	9					
	(7)-(8)						
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額	13	外△		外△		外△
当期分の普通償却限度額等	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外
	合	16					
	(13)+(14)+(15)						
	平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	17					
当期分の普通償却限度額等	残存価額	17					
	差引取得価額 × 5 %	18					
	(9) × $\frac{5}{100}$						
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	19					
	(9)-(17)						
	旧定額法の償却率	20					
	算出償却額	21		円		円	
	(19) × (20)						
	増加償却額	22	()	(
	(21) × 割増率						
計	23						
((21)+(22))又は((16)-(18))							
算出償却額	24						
((18)-1円) × $\frac{1}{60}$							
定額法の償却額計算の基礎となる金額	25						
(9)							
定額法の償却率	26						
算出償却額	27		円		円		
(25) × (26)							
増加償却額	28	()	(
(27) × 割増率							
計	29						
(27)+(28)							
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等	30					
	(23)、(24)又は(29)						
	租税特別措置法	31	(条	項)	(条
	特別償却限度額	32	外	円	外	円	外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
合	34						
(30)+(32)+(33)							
差引	当期償却額	35					
	償却不足額	36					
(34)-(35)							
償却超過額	37						
(35)-(34)							
償却超過額	前期からの繰越額	38	外		外		外
	当認容損金額	39					
	償却不足によるもの	40					
	積立金取崩しによるもの						
差引合計翌期への繰越額	41						
(37)+(38)-(39)-(40)							
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42						
((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額							
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
差引翌期への繰越額	44						
(42)-(43)							
当期分不足額	45						
当認容損金額							
当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47						
((36)-(39))と(32)のうち少ない金額							
備考							